

金融商品取引法等の一部を改正する 法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料

平成26年5月
金融庁

目次

I. 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	1
II. 投資型クラウドファンディングの利用促進	2
III. 新たな非上場株式の取引制度	3
IV. 金商業者の事業年度規制の見直し	4
V. 新規上場に伴う負担の軽減	5
VI. 上場企業の資金調達の円滑化等	6
VII. ファンド販売業者に対する規制の見直し	8
VIII. 金融指標に係る規制の導入	9
IX. 電子化された株券等の没収手続の整備	10
X. その他の改正事項	11
XI. 施行スケジュール	12

I . 金融商品取引法等の一部を改正する 法律の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

成長戦略を金融面から加速・強化

市場の活性化

(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

投資型クラウドファンディング^(注)の利用促進

- ◆ 少額（募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入等

(注) 新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

- ◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度^(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注) 現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

- ◆ 「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる設定をすることを許容

(注) この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

(注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外）
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等）等

(注) 上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止
- ◆ 第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付け等

金融指標に係る規制の導入

- ◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入等

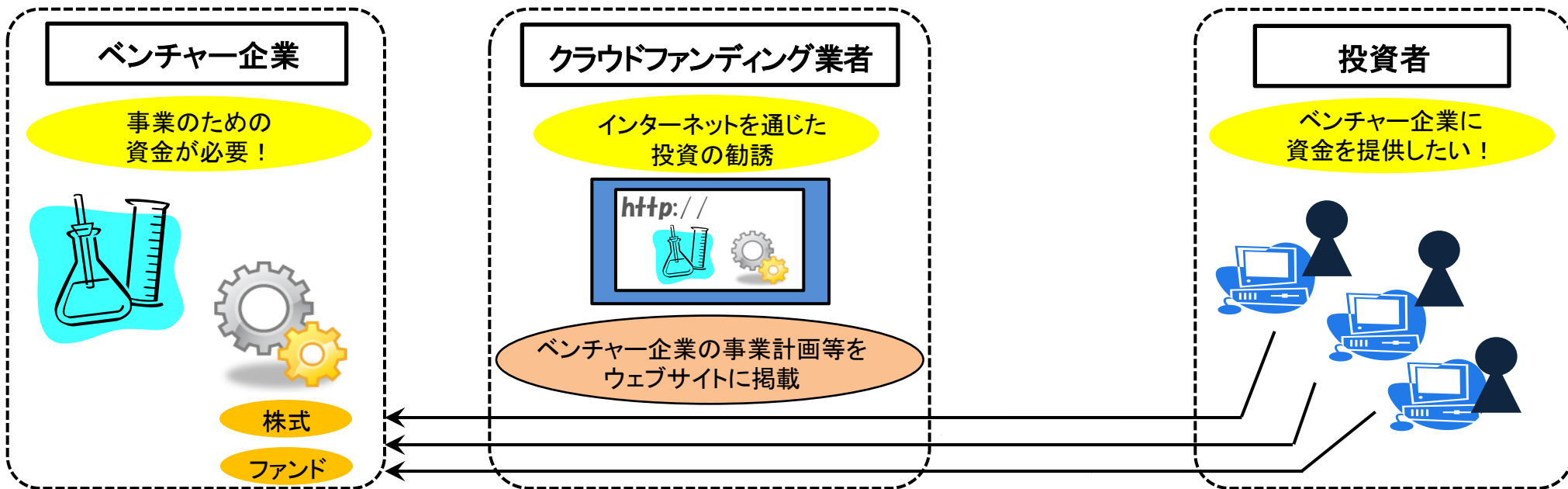
電子化された株券等の没収手続の整備

- ◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

Ⅱ．市場の活性化

（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等）

投資型クラウドファンディングの利用促進(第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係)



《現状》

- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
(「株式」の勧誘: 第一種金融商品取引業者 ~ 兼業規制あり、最低資本金5,000万円)
(「ファンド」の勧誘: 第二種金融商品取引業者 ~ 兼業規制なし、最低資本金1,000万円)
- 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

投資者保護のための
ルールの整備

- 少額^(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準^(注2)を引下げ。(第29条の4の2、政令)
- 非上場株式の勧誘を、少額^(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。(自主規制規則)
- 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。
(第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)

(注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

(注2) 第一種金融商品取引業者: (現行)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者: (現行)1,000万円 ⇒ 500万円。

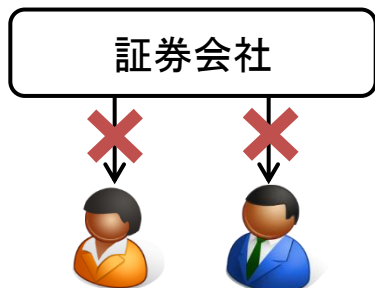
新たな非上場株式の取引制度 (第67条の18関係)

非上場企業(地域に根差した企業や新興企業など)の株式：取引・換金ニーズが存在。

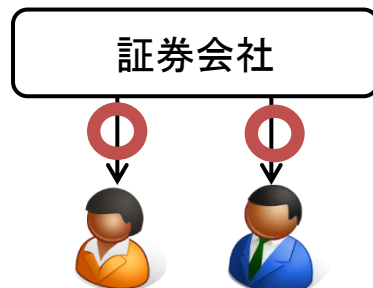
現行制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)

【一般の非上場株式の場合】



【グリーンシート銘柄の場合】



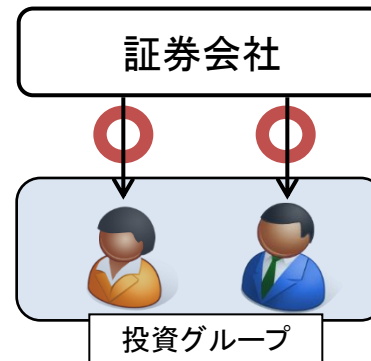
- 投資勧誘は原則禁止。
- 一方で、非上場株式は、流通性が乏しいことも踏まえ、
 - インサイダー取引規制
 - 開示義務の適用対象外。

- 投資勧誘が可能。
- 一方で、グリーンシート銘柄は、高い流通性に鑑み、
 - インサイダー取引規制
 - 開示義務(自主規制)の適用対象。
⇒ 非上場企業にとって大きな負担。

↓
グリーンシート銘柄制度の利用は低迷。

新制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)



・証券会社は、「投資グループ」を組成

(注)投資グループのメンバーとして想定される者

- ✓ 当該企業の役員・従業員
- ✓ 当該企業の株主・取引先
- ✓ 当該企業から財・サービスの提供を受けている者 等

- 「投資グループ」のメンバーに限って、投資勧誘が可能。
- 一方で、新制度の対象銘柄は、高い流通性を持たないため、一般の非上場株式に準じた規制内容に。
 - インサイダー取引規制は適用対象外《改正後》。
(第67条の18)
 - 開示の負担も軽減(自主規制)⇒ 非上場企業の負担を大幅に軽減。

↓
非上場株式の取引・換金ニーズに
応えられるような制度となることを期待。

金商業者の事業年度規制の見直し(第46条関係)

背景

- 現在、証券会社について「統一的な監督」を行う必要から、事業年度(3月期決算)を法定(第46条 事業年度)。
- このため、例えば12月決算を行っている外国証券会社が、日本に現地法人・支店を設立して業務を行う場合、本国と日本それぞれにおいて時期を異にする決算書類や当局提出書類を作成する必要があり、過重な事務負担が存在。
- こうした中、四半期決算の導入等により、統一的な法定の事業年度を設ける監督上の必要性は減少。

事業年度規制の現状と改正後

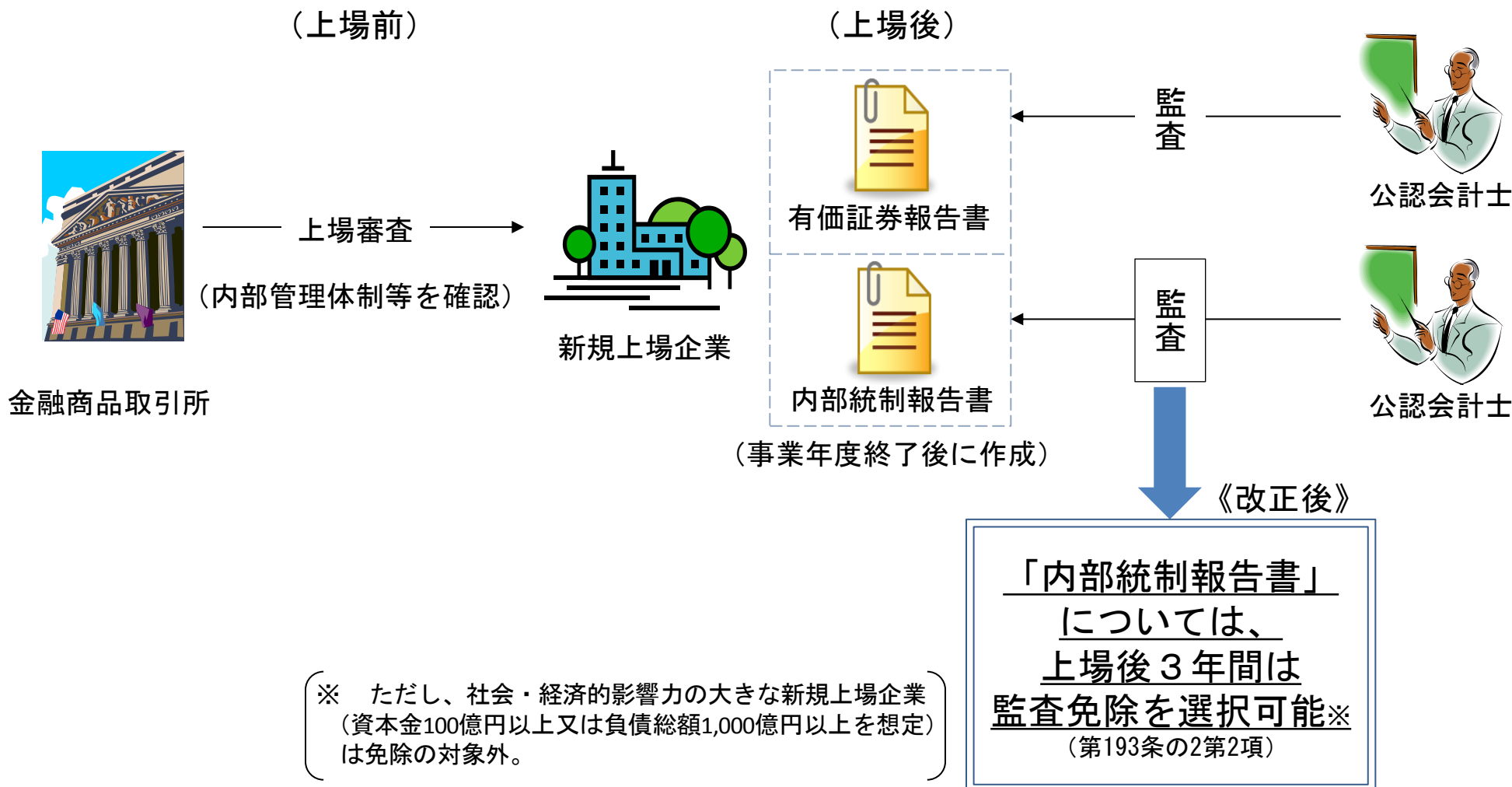
	《現状》	《改正後》
第一種金商業者	規制あり (3月期決算(4月~翌3月))	規制なし
第二種金商業者	規制なし	
投資運用業者		
投資助言・代理業者		

Ⅲ. 市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減(第193条の2第2項関係)

- 新規上場を躊躇させる要因の一つとして、「内部統制報告書」に係る負担が重いとの指摘。
- 一方で、新規上場企業は、上場前に、金融商品取引所から厳格な上場審査を受けている。



大量保有報告制度における自己株式の取扱いの見直し(第27条の23第4項関係)

《現状》

- 上場企業の株式の大量保有者は、
 - ・ 「株券等保有割合」が5%超となった日から、5営業日以内に「大量保有報告書」を提出しなければならないこととされている(大量保有報告制度)。

- 当該制度の目的は、大量の株券の保有状況が、投資者にとって重要な情報であることから、それを開示すること。
- 一方で、「自己株式」については、当該上場企業は議決権を有しないため、「大量保有報告書」を提出させる必要性は、通常の株式に比べ限定的。

《改正後》

- 大量保有報告制度の適用対象から「自己株式」を除外。(第27条の23第4項 大量保有報告書の提出)

流通市場における虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任（第21条の2関係）

○ 企業が虚偽の開示書類を提出した場合の責任（第21条の2 虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

	発行市場	流通市場
責任	無過失責任	<u>無過失責任 ⇒ 過失責任へ《改正後》</u> (ただし、提出会社側に無過失の挙証責任を負わせる)

⇒ 以下の理由から、今回、「流通市場」における提出会社の「無過失責任」を「過失責任」に見直し。

- ✓ そもそも損害賠償責任は、「過失責任」が原則。
- ✓ 「発行市場」では、提出会社は投資者から払込みを受けており、無過失であっても返還させるのが公平。一方で、「流通市場」では、提出会社に利得がないため、返還の原資は、結局は他の株主等が負担。
- ✓ 近年、課徴金制度の進展や内部統制報告書制度の導入等、違法行為抑止のための他の制度が充実。

⇒ 併せて、損害賠償を請求できる者についても、以下のとおり改正。

《現状》 取得者 ⇒ 《改正後》 取得者+処分者（他の主要国も同様の制度）

(注)虚偽記載により損害を被る者は「取得者」だけでなく、場合によっては「処分者」もありうるため。

IV. 市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し(第40条の3の2、第29条の4関係)

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

- ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

- 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。
(第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)



国内拠点設置等の義務付け

- 海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

- ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。
(第29条の4 登録の拒否)
※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会(自主規制団体)への加入促進

- 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則(自主規制ルール)が適用されない。

《改正後》

- 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。
- 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。(第29条の4 登録の拒否)
※証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

金融指標に係る規制の導入(第2条第40項、第38条、第5章の7関係)

特定金融指標算出者に対する規制 (第5章の7 特定金融指標算出者)

規制の目的

金融取引の基礎として広範に利用されている特定の金融指標(※) について、その信頼性を確保すること

(※「特定金融指標」(第2条 定義): 公的機関が政策目的で算出する金融指標は対象外)

規制の概要

【規制の枠組み】(第156条の85 特定金融指標算出者の指定)

特定金融指標の算出者を「指定」(規制対象として、当面は「TIBOR」(東京銀行間取引金利)(注)の算出者を想定)

(注) 東京の短期金融市場において銀行間で行われる資金取引の市場実勢を示す指標金利。融資やデリバティブ取引等の基準金利として広く使われている。

【業務規程の作成・遵守】(第156条の87 業務規程)

指定を受けた算出者(※) に対し、IOSCOの「金融指標に関する原則」に沿った記載事項を内容とする「業務規程」の作成・遵守等を義務付け(※「特定金融指標算出者」)

【検査・監督の枠組み】(第156条の89 報告の徴取及び検査、第156条の90 改善命令等)

報告徴取・立入検査等の検査・監督の枠組みを整備

IOSCO(証券監督者国際機構) 「金融指標に関する原則」

1. 算出者のガバナンス

- ・算出プロセスに対する第一義的責任
- ・利益相反の特定・開示・管理・回避

2. 指標の品質

- ・指標の元データの使用順序、専門家の判断に関する指針の作成・公表

3. 指標の算定手法の品質

- ・指標算出方針の公表
- ・呈示者の行動規範の策定・公表

4. 算出者の説明責任

- ・独立した内部又は外部監査人の任命
- ・記録保持、当局に対する文書の提出 等

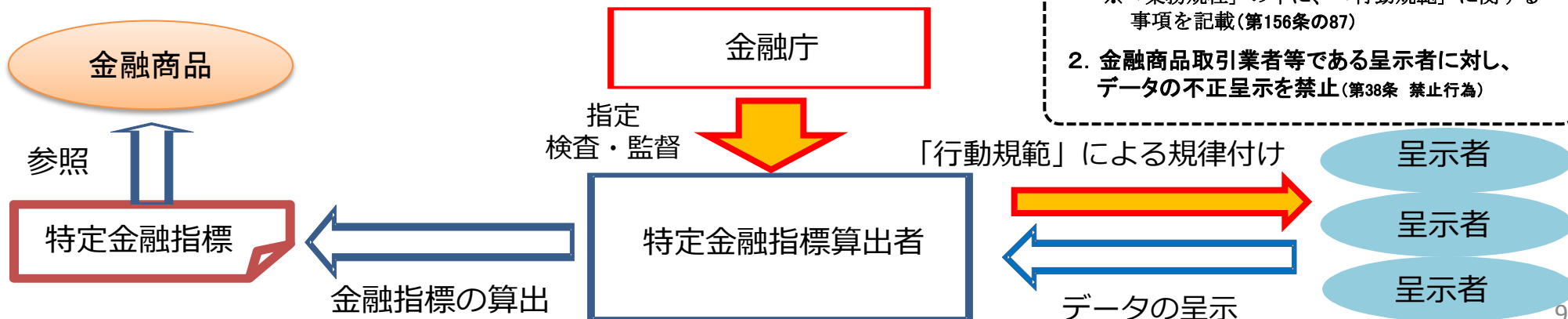
整合性

呈示者に対する規律

1. 特定金融指標算出者と呈示者との間で「行動規範」を締結させ、特定金融指標算出者を通じて間接的に規律付け

※「業務規程」の中に、「行動規範」に関する事項を記載(第156条の87)

2. 金融商品取引業者等である呈示者に対し、データの不正呈示を禁止(第38条 禁止行為)



電子化された株券等の没収手続の整備（第209条の2～第209条の7関係）

《現状》

金商法上、犯人が犯罪行為により得た財産等は没収の対象。

【対象となる犯罪】 不公正取引（インサイダー取引等）、損失補てん

【対象となる財産】 有体物、無体財産（金銭債権等）

- 「有体物」については、刑事訴訟法の規定により没収可能。
- 一方で、「無体財産」については、没収に係る手続規定がないため、没収不可。
 - － 「社債、株式等の振替に関する法律」（平成16年成立）により、従来有体物として没収可能であった株券等が電子化（＝無体財産）されたため、問題点がさらに拡大。

更に、...

東京地裁判決（平成25年11月22日）において、「犯人がインサイダー取引により取得した電子化された株券を没収することができず、追徴を科しても犯人の手元に値上がり分の利益が残ってしまう」という問題点が指摘された。

《改正の内容》（第209条の2～第209条の7）

電子化された株券等、「無体財産」の没収に係る手続規定を整備

（第209条の5 没収された債権等の処分等）

V. その他の改正事項

その他の改正事項

訂正発行登録書の提出に係る見直し

「発行登録書」を提出している企業が「有価証券報告書等」を提出した場合には、その都度、「訂正発行登録書」の提出を求めているが、「有価証券報告書等」は定期的に提出されるものであるため、EDINETを通じて投資者が容易に知ることが可能。

⇒ 上記のような場合には、「訂正発行登録書」の提出を要しないこととする。(第23条の4 訂正発行登録書の提出)

大量保有報告制度の見直し

大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

- 変更報告書の同時提出義務を廃止する。(第27条の25第3項 大量保有報告書に係る変更報告書の提出)
- 短期大量譲渡報告における記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外する。(第27条の25第2項 大量保有報告書に係る変更報告書の提出)
- 訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。(第27条の28 大量保有報告書等の公衆縦覧)
- 大量保有報告書等の写しを発行企業に対して送付する義務を免除する(公衆の縦覧に供されるEDINETを通じて提出されたことが条件)。(第27条の30の6 金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知)

金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加

金融商品取引業者等の登録拒否事由として、「登録取消処分前に廃止等の届出をした者について、当該届出の日から5年を経過しないこと」を追加する。(第29条の4 登録の拒否)

金融商品取引所の業務の追加

金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、金融取引主体に世界共通の方式で付番する国際的な取組が進展。

⇒ 諸外国では取引所が付番業務を行っている実例があることを踏まえ、金融商品取引所の業務範囲の一つとして、「付番業務」を追加する。(第87条の2 業務の範囲)

VI. 実行スケジュール

施行スケジュール

- 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。
- ただし、
 - 「金商業者の事業年度規制の見直し」
 - 「電子化された株券等の没収手続の整備」
 - ⇒ 公布の日から6月以内で政令で定める日から施行。

 - 「金融商品取引所の業務の追加」
 - ⇒ 公布の日から施行。